

## 邑楽町告示第241号

せり売りを執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び邑楽町契約規則（平成31年邑楽町規則第4号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月27日

邑楽町長 橋本 光規

### 1 せり売りに付する事項

#### (1) 売却する物品

車両

#### (2) 売却する物品の概要

車両

区分 番号	車名	初年度 登録	総排 気量	走行距離	予定価格	入札保証金
R5-1-1	日野 レインボー 型式U-RB1WEAA	平成7 年2月	3.83 ℓ	300,613 km	30,000 円	3,000 円

※ 予定価格とは、あらかじめ町が定めた最低売却価格（消費税及び地方消費税相当額を含み、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に定める再資源化等に係る料金（以下「リサイクル料金」という。）（26,870円）を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

※ 走行距離は、引渡しまでの間に増加する場合がある。

なお、物品の詳細については、別途紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）上で示す物件情報のとおりとする。

### 2 入札の方法

公有財産売却システムを利用して行い、入札に関する手続については、公有財産売却システム上で示す邑楽町インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める公有財産売却システムに係る規約（以下「ガイドライン等」という。）に従って実施する。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項の各号に該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、当該各号に規定する事実のあった日から2年を経過していない者
- (3) 日本語を完全に理解できない者
- (4) 邑楽町が定める邑楽町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「町ガイドライン」という。）及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインを遵守しない者
- (5) 公有財産等の買受けについて、一定の資格その他の条件を必要とする場合で、必要な資格等を有していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がなされていない者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がなされていない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (9) 売却財産を暴力団の事務所その他公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
- (10) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）
- (11) 暴力団員等が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）であり、又はその経営に実質的に関与している者
- (12) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したことがある者
- (13) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (14) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (15) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
- (16) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者
- (17) 第6号から前号までに規定するものの依頼を受けて入札への参加申込みをしようとするもの
- (18) 本町職員のうち法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員及び同法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する職員
- (19) 提出書類に不備又は不正のある者

- (20) 参加申込み時点で未成年の者
- (21) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）がない者

#### 4 入札に関する情報を示す期間及び方法

- (1) 期間 令和6年1月17日（水）から同年2月5日（月）まで
- (2) 方法 邑楽町ウェブサイト（ホームページ）及び公有財産売却システムにおいて公開する。

#### 5 入札物件の下見

- (1) 日程調整のうえ適時対応するので、希望者は電話又は電子メールにより申し込むこと。
- (2) 車体等の傷等及び搭載品の確認については、下見の時に行うこと。なお、入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承したものとみなす。

#### 6 入札参加仮申込み

入札参加を希望する者は、令和6年1月17日（水）午後1時から同年2月5日（月）午後2時までに、あらかじめ公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。

#### 7 入札参加本申込み

入札参加仮申込みを行った上で、公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」という。）及び所定の添付書類を、令和6年2月9日（金）午後5時までに邑楽町財政課まで持参又は郵送すること（郵便による提出の場合は、同日までの消印があるものを有効とする。）。

なお、申込書その他の必要書類は、邑楽町ウェブサイトからダウンロードすること。

##### ① 申込書等を郵送する場合

- ・送付先 〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1  
邑楽町役場 財政課 施設管理係
- ・受付 普通郵便で令和6年2月9日（金）消印有効

##### ② 申込書を持参する場合

- ・受付場所 邑楽町役場 財政課 施設管理係（町庁舎2階）
- ・受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

##### ③ 本申込み提出書類

ア 公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

イ 誓約書

ウ 住民票の写し（発行日が3か月以内のもの。）、印鑑登録証明書（発行日が3か月以内のもの。）の写し、マイナンバーカード（表面）の写し、運転免許証（両面）の写し、パスポートの写し、在留カード（両面）の写しのうちいずれか1通（参加者が法人の場合は、商業登記事項全部証明書（履歴事項）の写し）

エ 法人等役員一覧表（法人の場合のみ提出）

オ 委任状

※法人の代表者が従業員に入札手続きを委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は委任状が必要。

※申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

※提出された申込書等は、返却しないものとする。

④ 受付期間内に申込書等のすべての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

⑤ クレジットカードにより邑楽町が定めた入札保証金を納付すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、邑楽町が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。銀行振込などによる納付はできない。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金へ充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に返還する。

(4) クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、引き落としを行わない。ただし、クレジットカードの引き落としの時期などの関係上、一旦入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還する場合がある。

(5) 入札保証金には、利息を付さない。

(6) 落札者が邑楽町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は邑楽町に帰属する。

## 9 入札の場所及び期間

(1) 場 所 公有財産売却システム上

(2) 入札期間 令和6年2月19日（月）午後1時から同月21日（水）午後11時まで

## 10 入札方法

(1) 公有財産売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税相当額並びにリサイクル料金（26,870円）を含む。）を登録して行う。なお、入札はせり売り型式によるものとし、入札は入札期間内であれば何回でも可能とする。ただし、一

度行った入札について、入札者の都合による取消しや変更はできない。

(2) 持参又は郵送による入札書の提出は認めない。

#### 11 開札の日時

令和6年2月28日（水）午後5時に公有財産売却システム上で行う。

#### 12 落札者の決定方法

(1) 入札期間終了後、邑楽町は開札を行い、入札物件ごとに公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。

(2) 開札を行った結果、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合は、公有財産売却システム上で先に設定した者を落札者として決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のKSI官公庁オークションのログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

(3) 入札物件ごとに落札者のKSI官公庁オークションのログインIDに紐づく会員識別番号及び売却決定金額をKSI官公庁オークション上に公開する。

#### 13 入札の無効

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 町ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

#### 14 契約に関する事項

##### (1) 契約の締結期限

落札者は、令和6年3月4日（月）午後2時30分までに契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定を取り消す。この場合、町有財産売却の財産の所有権は、落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は、返還しない

##### (2) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当することができる。また、契約保証金には利息を付さない。契約保証金は売払代金の一部として全額充当することができる。

##### (3) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を充当した場合は、契約保証金を差し引いた額とする。

##### (4) 売払代金の残金の納入

契約の相手方は、邑楽町から請求を受けた後、令和6年3月11日（月）午後2時30分までに邑楽町が納付を確認できるように、売払代金の残金を一括にて納付しなければならない。売払代金は、本町の指定する銀行口座への振込又は本町の発行する納入通知書により納付しなければならない。

(5) 費用負担

契約及び売払代金の納付に要する費用は、落札者の負担とする。

15 物品の引渡し

物品の引渡しは売払代金の残金の納入後、次の期間及び場所において現状有姿のまま引渡すものとする。

引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、邑楽町は一切の責任を負わないものとする。

引渡し時に、「受領書」を提出すること。

- (1) 引渡期間 売払代金の残金を納付した日から30日以内で両者が定める日（土日祝日を除く）午前9時から午後5時まで
- (2) 引渡場所 邑楽町 福祉センター寿荘 敷地内  
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1343番地1

16 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 落札された車両は、引渡し後に落札者において車検及び登録手続き等を行い、登録が完了後速やかに車検証等の写しを邑楽町財政課施設管理係に提出すること。
- (4) 車両を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提出すること。
- (5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしてないまま保管しないこと。
- (6) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。
- (7) 落札された車両は、自動車車検証有効期限を過ぎ、かつ、クラッチが故障しているため、自走は不能である。

17 その他

- (1) 邑楽町は、売払物件の契約不適合責任を負わない。

- (2) 落札決定後に、当町の責に帰することができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合は、当町に対して契約の解除及び売買代金の減額を請求することはできない。
- (3) 町に提出した申込書類等は一切返却しない。
- (4) この公告に記載するもののほか、必要な事項については、規則、邑楽町公有財産等インターネット入札実施要綱、町ガイドラインに基づくものとする。

18 本入札に係る問合せ先

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地 1

邑楽町 財政課 施設管理係 インターネット公有財産売却担当

電話番号 0276-47-5019 FAX番号 0276-89-0136

メールアドレス [finance@swan.town.ora.gunma.jp](mailto:finance@swan.town.ora.gunma.jp)